

横瀬小学校体育館非構造部材耐震化工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名
A-01	特記仕様書	E-01	電気設備仕様書
A-02	固定式・ジャバラ式バスケットゴール撤去図	E-02	電気設備 1階部分平面図
A-03	吊下げ式、ターザンロープ、放送設備撤去図	E-03	電気設備 中2階部分平面図
A-04	固定式バスケットゴール新設図・時計固定	E-04	電気設備 落下防止措置まとめ
A-05	ピアノ移動、使用中放送設備の固定		
A-06	ステージ吊物改修図		
A-07	ステージ天井地下地補強図1		
A-08	ステージ天井地下地補強図2		
A-09	キャットウォークひび割れ補修図		

課長	副課長	課長補佐	係長	係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	横瀬小学校体育館非構造部材耐震化工事
2. 工事場所	徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字上川原13番地2
3. 敷地面積	11774.82㎡
4. 工事種目	・ステージ天井強化工事 天井下地補強 どんちよう落下防止 ステージ照明器具落下防止 ピアノ移動 ・固定式バスケットゴール撤去・新設 ・時計固定 ・吊下げ式、ｼﾞｬﾊﾞｰ式バスケットゴール撤去 ・ターザンロープ取り付け部撤去 ・放送設備（スピーカー）撤去 ・キャットウォークひび割れ補修 ・器具庫照明器具落下防止
5. 工事区分	建築工事一式、機械設備一式、電気設備一式
6. 工 期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。 ※完成年月日＝発注者側の工期の完成日 竣工年月日＝施工者側の完成日

II. 建築工事仕様書

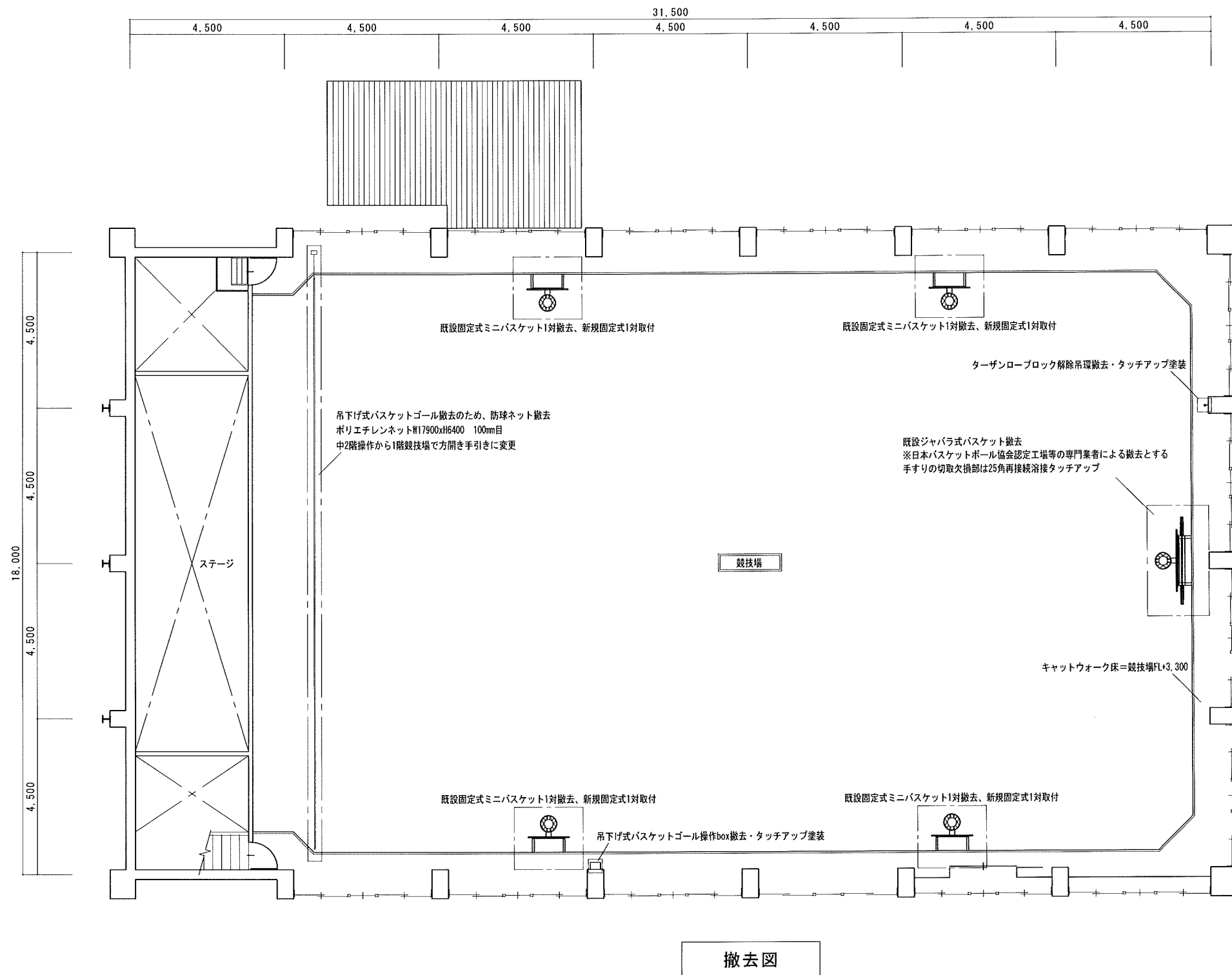
1章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事においては、9時から4時までの間で行うこと。 ・前面道路は通学路であるため、7時から9時までの間は工事車両は通行しないこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 <p>○公害関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動 ・コンクリート部分の取壊し工事は9時から4時までとし、圧砕機を使用する。 <p>○安全対策関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 ・横瀬小学校の児童の通学路は別添図示のとおりであり、交通整理員を配置し、児童の通学に安全を確保するものとする。(交通整理員の配置は、7時から9時までの間) ・なお、別添の図示により難しい場合は、別途監督員と協議するものとする。

項 目	特 記 事 項				
	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。 <ul style="list-style-type: none"> 【ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)】 処分許可業者の会社名:勝浦砕石(有)、所在地:徳島市飯谷町大ノ上83番地の1 処分地の所在地:徳島市飯谷町大ノ上81番地の1 運搬距離:11.5km 処理単価: t 当たり 1,200円(税抜き) 【ｺﾝｸﾘｰﾄ(有筋)】 処分許可業者の会社名:勝浦砕石(有)、所在地:徳島市飯谷町大ノ上83番地の1 処分地の所在地:徳島市飯谷町大ノ上81番地の1 運搬距離:11.5km 処理単価: t 当たり 1,500円(税抜き) 【廃ﾌﾞﾗｯｸ】 処分許可業者の会社名:(財)徳島県環境整備公社(橋)、所在地:阿南市橋町小橋187番の地先 処分地の所在地:阿南市橋町小橋187番の地先 運搬距離:31.9km 処理単価: m3当たり 22,700円(税抜き) 処理単価: t 当たり 23,000円(税抜き) 【ﾌﾙﾊﾞｰｽﾄ含有成形板等】 処分許可業者の会社名、所在地:(株)明和ｸﾘｰﾝ、三好市山城町寺野字大休場956 処分地の所在地:三好市山城町寺野字大休場956 運搬距離:110.9km 処理単価: m3当たり 20,000円(税抜き) 【廃石綿等】 処分許可業者の会社名、所在地:(株)明和ｸﾘｰﾝ、三好市山城町寺野字大休場956 処分地の所在地:三好市山城町寺野字大休場956 運搬距離:110.9km 処理単価: m3当たり 50,000円(税抜き) <p>上記以外の許可業者の処分場でも差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の撤去先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>				
内装改修工事					
項 目	特 記 事 項				
1. 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天井改修 改標仕6.4.2参照 <table border="1"> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>受け材、既存梁を残し天井仕上げ材まで</td> <td>養生のうえ施工のこと</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する金物について見本・カタログを提出のこと。 	撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	受け材、既存梁を残し天井仕上げ材まで	養生のうえ施工のこと
撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容				
受け材、既存梁を残し天井仕上げ材まで	養生のうえ施工のこと				
2. 使用材料	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。</p>				

項 目	特 記 事 項								
3. 設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容につ廻用監査員、工事監理業務受注者施工主条件は次による。定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p> <p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3)・A2・原因版) ・工事写真(写真帳1部)(着事前・完成写真)、電子データ2部) <p>・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)</p> <p>・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・<u>よらない</u>)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。 切り直し時期については、 頃とする。</p> <p>あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-11によること。 <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p>	区 分	サイ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ
区 分	サイ ズ								
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ								
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ								
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ								
4. 完成図等									
5. 施工調査									

		●工事名	横瀬小学校体育館非構造部材耐震化工事	●図面番号	A-01	(有)時本製材所 一級建築士事務所	一級建築士登録 第220699号 時 本 昌 典 (一社)徳島県建築士事務所協会員
	勝浦町教育委員会	●図面名	建築改修工事 特記仕様書	●縮尺	NON		



勝浦町教育委員会

●工事名
横瀬小学校体育館非構造部材耐震化工事

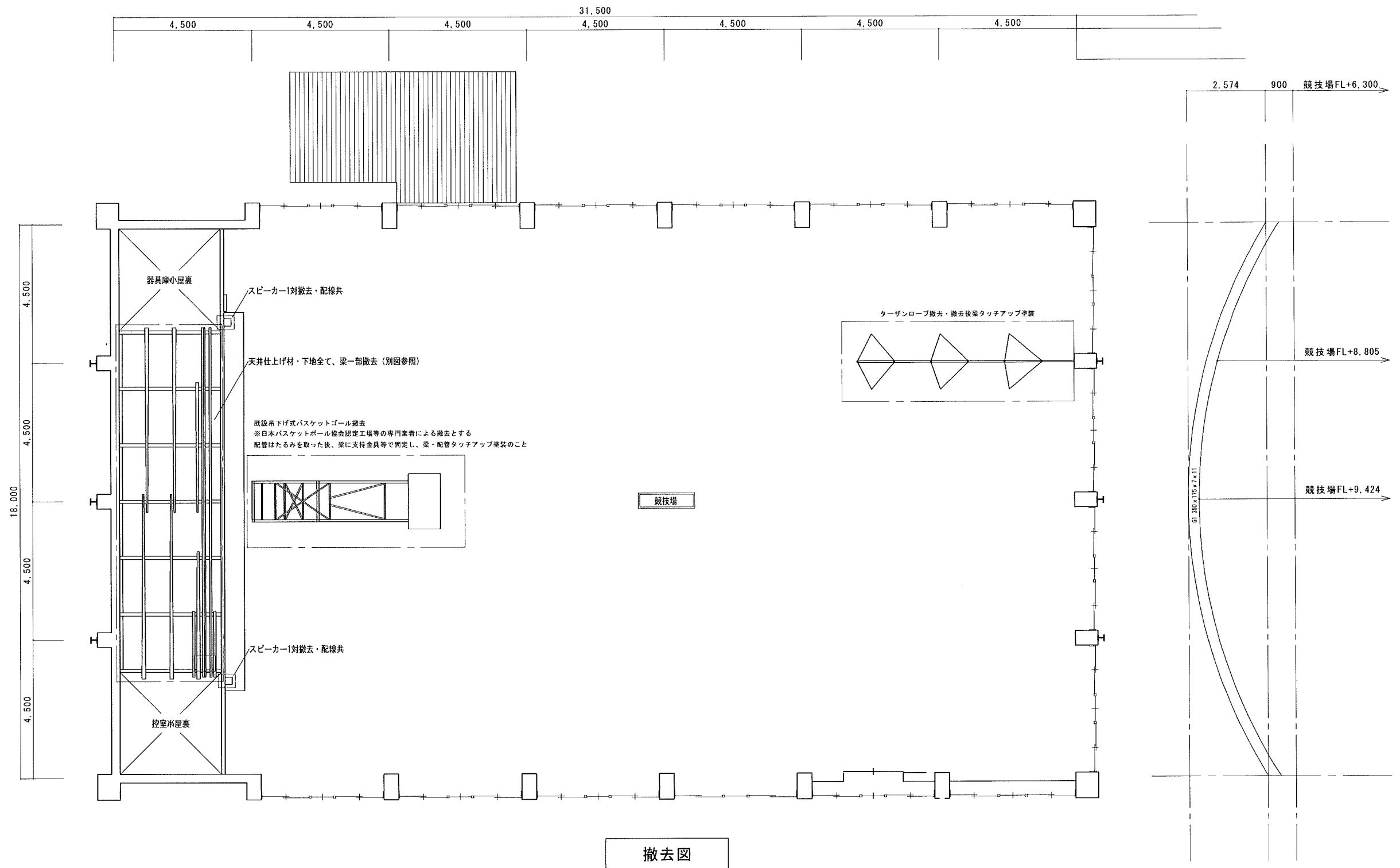
●図面名
固定式・ジャバラ式バスケットゴール撤去図

●図面番号
A-02

●縮尺
1/100

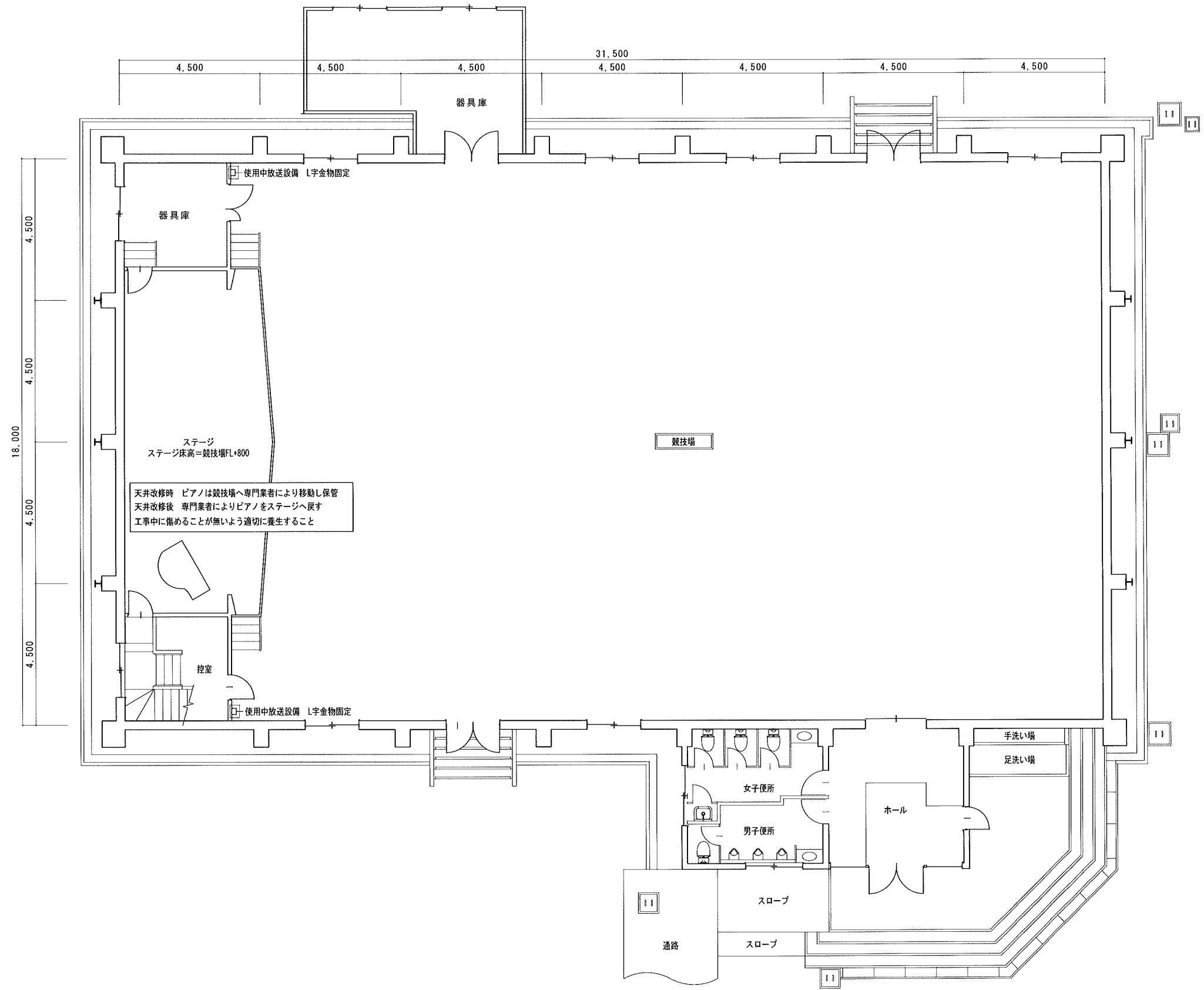
(有)時本製材所 一級建築士事務所

一級建築士登録 第320699号
時本 昌典
(一社) 群馬県建築士事務所協会

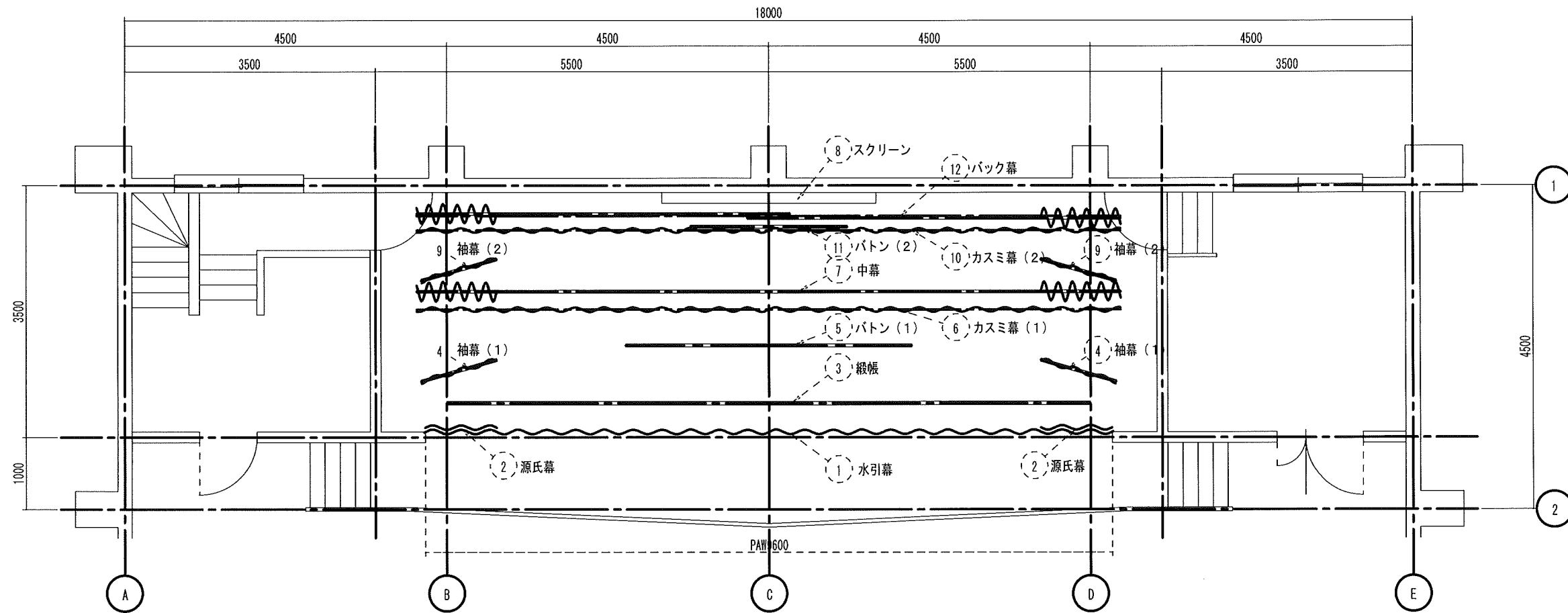


撤去図

<p>勝浦町教育委員会</p>	<p>●工事名 横瀬小学校体育館非構造部材耐震化工事</p> <p>●図面名 吊下げ式、ターゲットロープ、舗装設備撤去図</p>	<p>●図面番号 A-03</p> <p>●縮尺 1/100</p>	<p>(有)時本製材所 一級建築士事務所 <small>一級建築士登録 第320699号 時本 昌典 (一社) 建築士事務所協会</small></p>
-----------------	--	--	---



<p>勝浦町教育委員会</p>	<p>●工事名 横瀬小学校体育館非構造部材耐震化工事</p> <p>●図面名 ピアノ移動、使用中放送設備の固定</p>	<p>●図面番号 A-05</p> <p>●縮尺 1/100</p>	<p>(有)時本製材所 一級建築士事務所</p> <p>一級建築士登録 第320699号 時本 昌典 (一社)徳島県建築士事務所協会会員</p>
-----------------	---	--	--

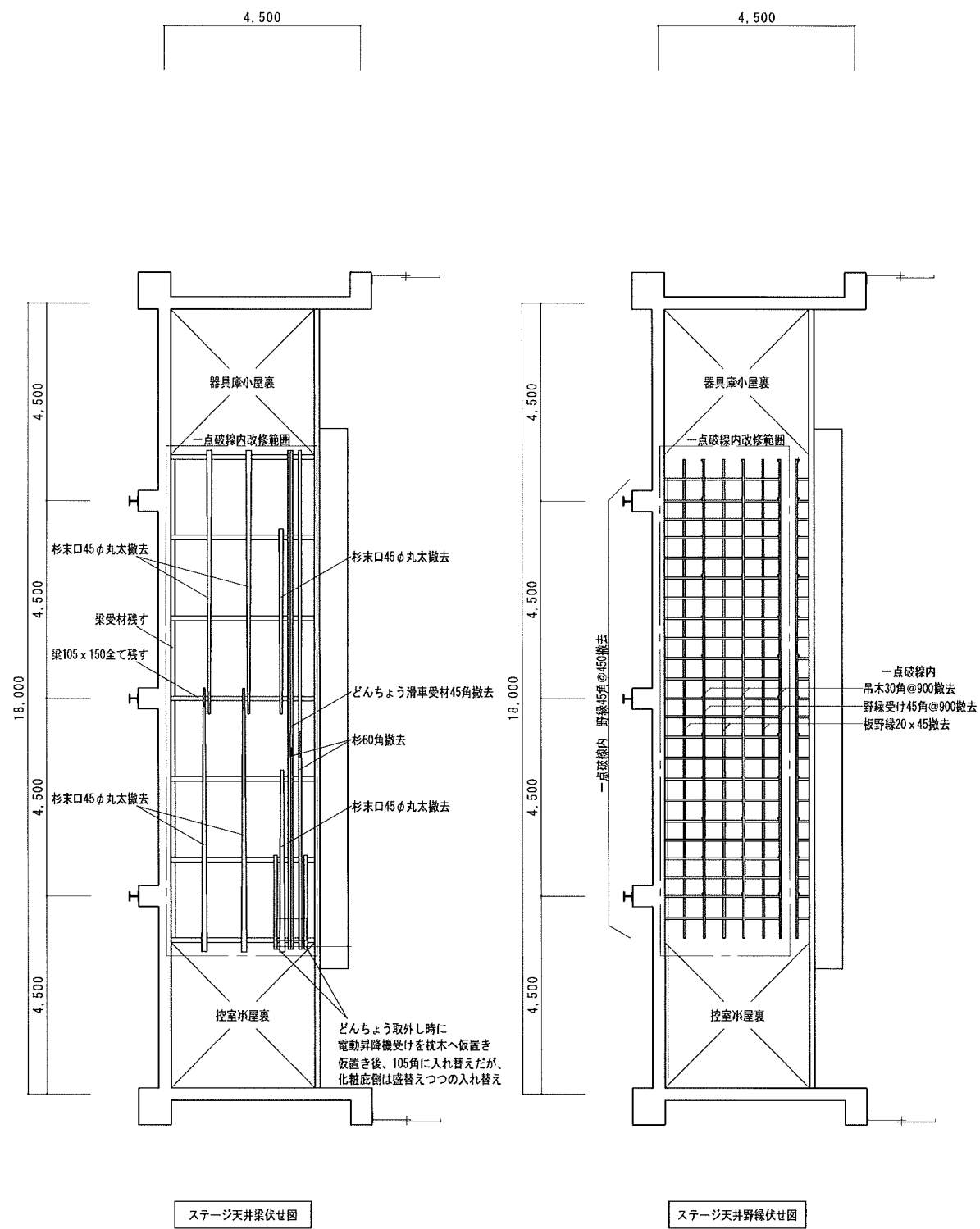


舞台吊物機構仕様

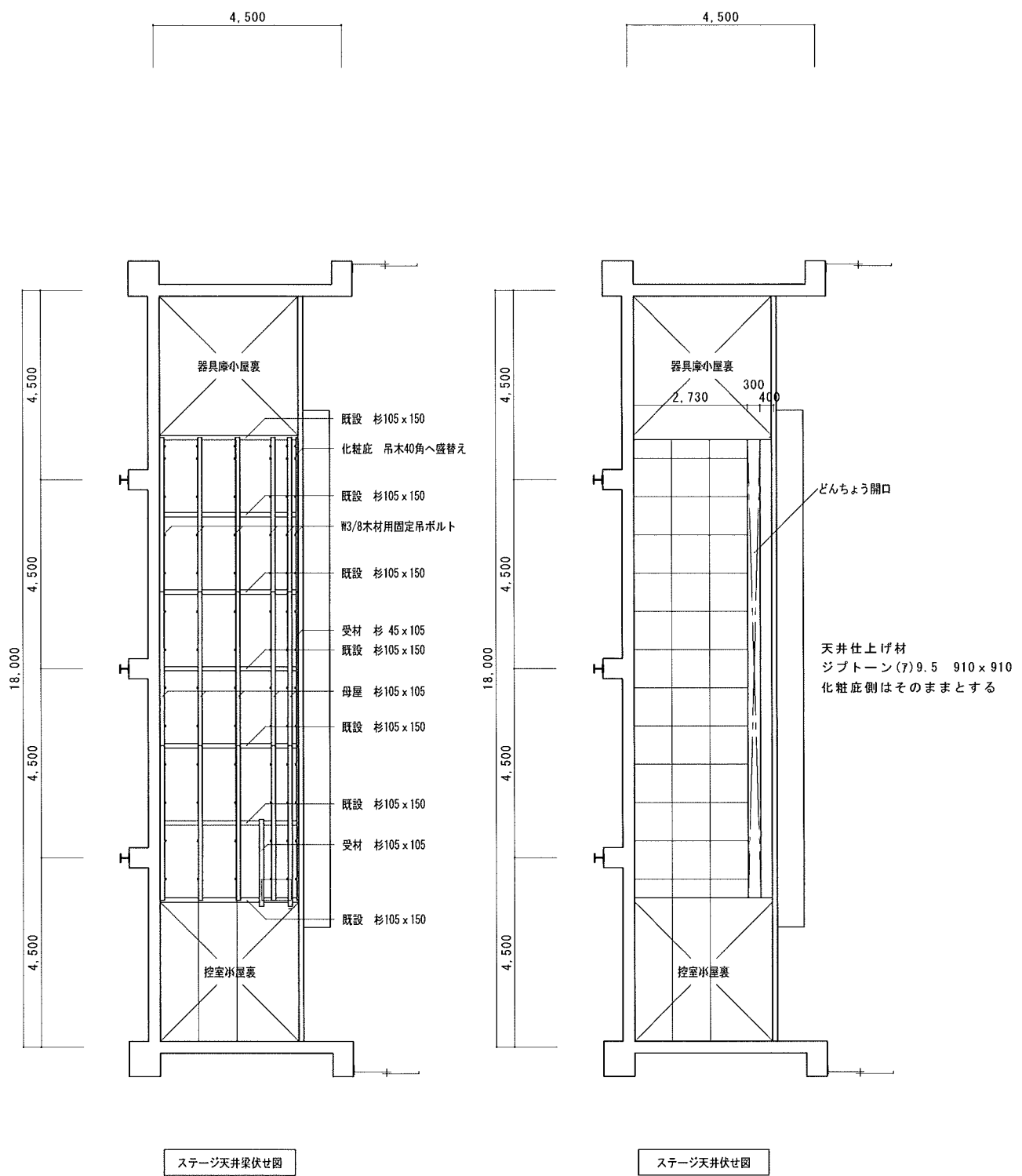
No.	名称	装置方式	数	長さ (mm)	動力 (kw)	寸法 (W×H)	枚数	生地	備考	改修内容
1	水引幕	固定釘打式	1	9630	—	9630 × 930	1	難燃起毛 1.5倍ヒダ	裏地・フレンジ3寸・校章450φアップリケ	
2	源氏幕	固定釘打式	1	1000×2	—	1000 × 4200	2	難燃起毛 1.5倍ヒダ	裏地・フレンジ5寸	
3	綴帳	電動昇降三つ折式	1	9000	2.2	9000 × 4050	1	既製綴帳地 ヒダ無し	裏地・フレンジ5寸 機械オイル漏れ スイッチ動作不良	既存綴帳利用 裏地9A交換 チチ紐交換、パイプ袋交換 ワイヤ交換 クリップ結束金具含む
4	袖幕(1)	固定パイプ吊式	1	1100×2	—	1100 × 4030	2	難燃起毛 2倍ヒダ		
5	バトン(1)	手動昇降ロープ引式	1	4000	—	—	—	—	動作不良	滑車ロープ、ロープフック交換は今回の工事に含まない
6	カスミ幕(1)	メッセンジャーワイヤー吊式	1	9850	—	9840 × 900	1	難燃起毛 2倍ヒダ		
7	中幕	電動開閉式	1	9850	—	5000 × 4250	2	難燃起毛 2倍ヒダ	動作不良、幕無し	幕新設、レール交換は今回、見送り
8	スクリーン	手動昇降スプリングローラー式	1		—	3000 ×	1	ホワイト ヒダ無し		
9	袖幕(2)	固定パイプ吊式	1	1100×2	—	1100 × 4030	2	難燃起毛 2倍ヒダ	下手幕無し	
10	カスミ幕(2)	メッセンジャーワイヤー吊式	1	10250	—	9840 × 900	1	難燃起毛 2倍ヒダ		
11	バトン(2)	手動昇降ロープ引式	1	2200	—	—	—	—	動作不良	滑車ロープ、ロープフック交換は今回の工事に含まない
12	バック幕	電動開閉式	1	9850	—	5200 × 4250	2	難燃起毛 2倍ヒダ	動作不良、幕無し	幕新設、レール交換は今回、見送り

※図示なき事項については現場状況により現場監督員と協議のこと

仮撤去し復旧する製品は現場監督の指示による保管場所にて保管のこと

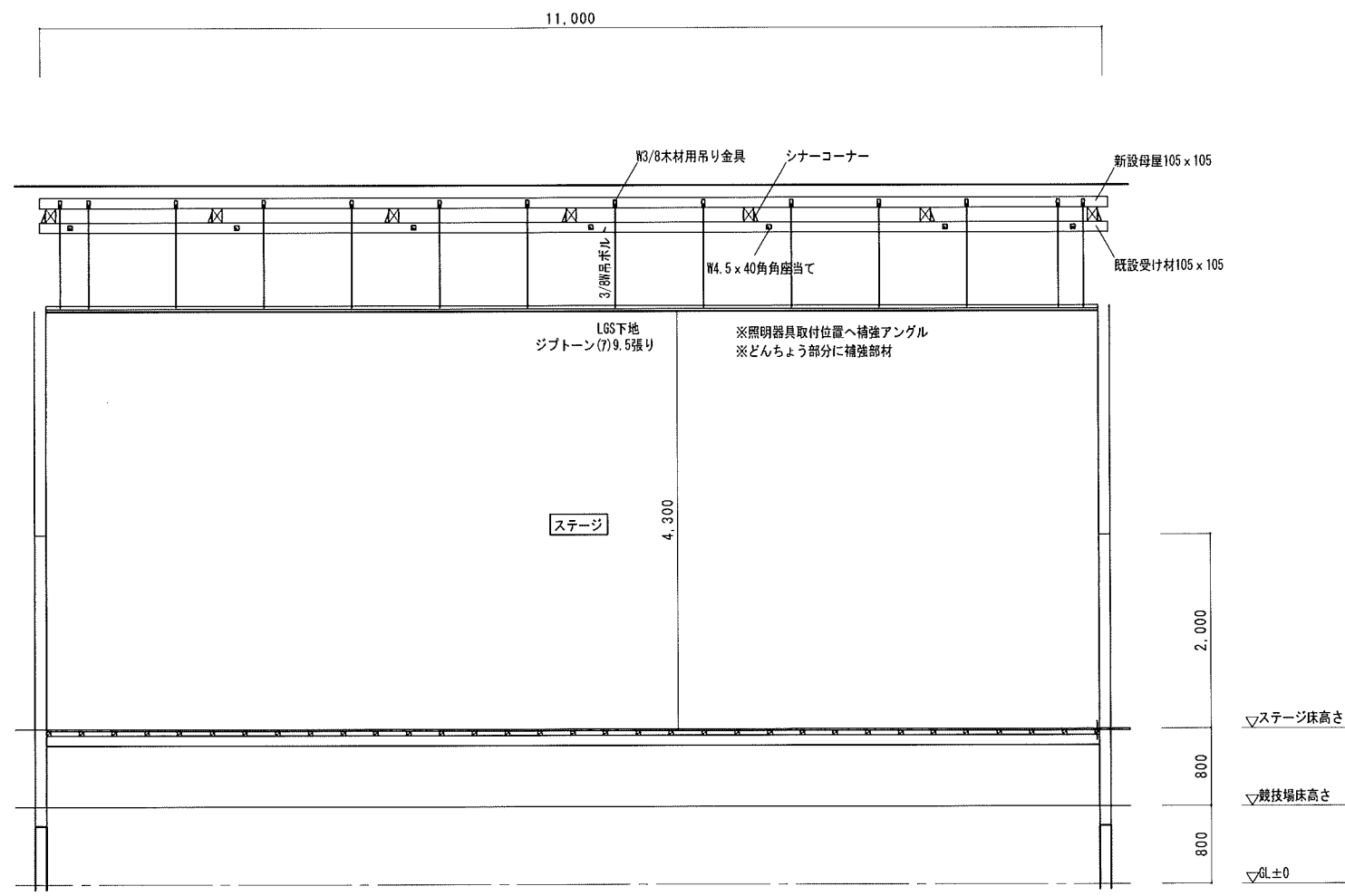
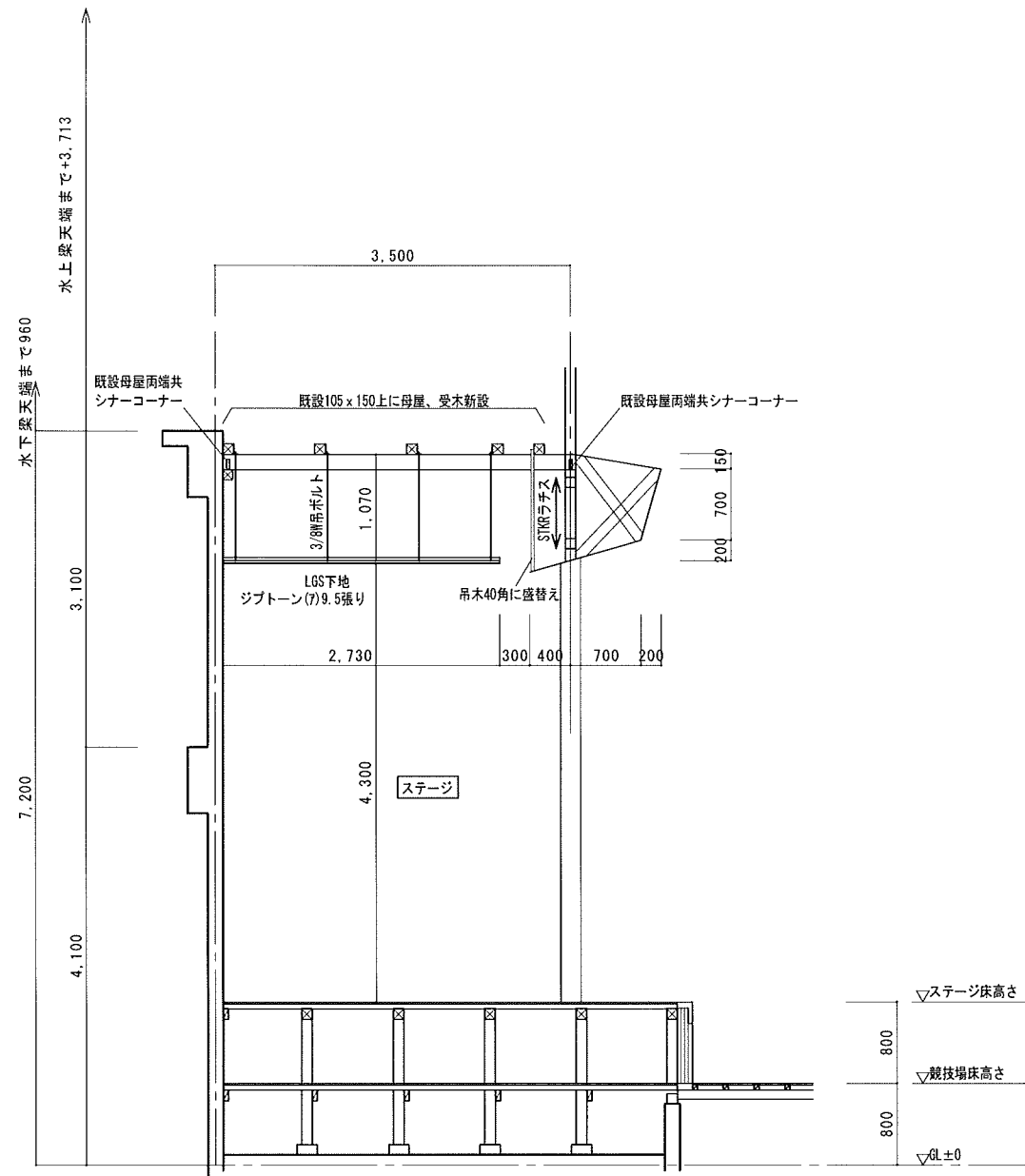


撤去図

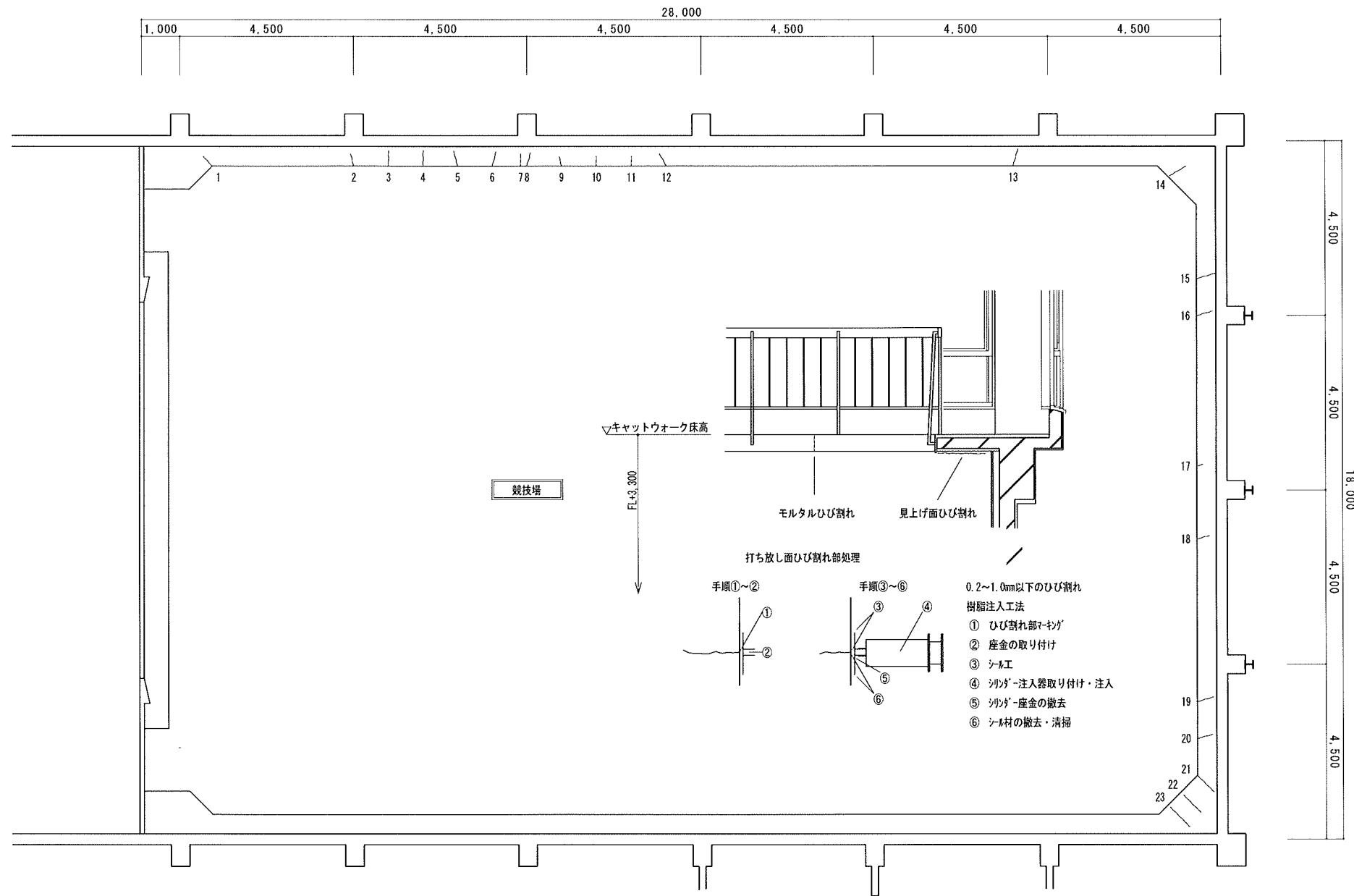


新設図

<p>勝浦町教育委員会</p>	<p>●工事名 横瀬小学校体育館非構造部材耐震化工事</p> <p>●図面名 ステージ天井地下補強図1</p>	<p>●図面番号 A-07</p> <p>●縮尺 1/100</p>	<p>(有)時本製材所 一級建築士事務所</p> <p>一級建築士登録 第320699号 時本 昌典 (一社)徳島県建築士事務所協会員</p>
-----------------	---	--	---



	勝浦町教育委員会	●工事名 横瀬小学校体育館非構造部材耐震化工事 ●図面名 ステージ天井下地補強図2	●図面番号 A-08 ●縮尺 1/50	(有)時本製材所 一級建築士事務所 時本品倉 一級建築士事務所 一級建築士登録 第32069号 (一社)徳島県建築士事務所協会
--	----------	--	------------------------------	--



番号	ひび割れ幅	見付面(mm)	見上げ面(mm)
1	0.2mm	0	500
2	0.2mm	170	500
3	0.25mm	170	500
4	0.25mm	170	400
5	0.2mm	170	500
6	0.2mm	170	500
7	0.2mm	170	500
8	0.2mm	170	500
9	0.2mm	170	500
10	0.2mm	170	500
11	0.25mm	170	500
12	0.2mm	170	500
13	0.2mm	170	500
14	0.6mm	0	600
15	0.2mm	0	500
16	0.2mm	170	500
17	1.0mm	250	0
18	1.0mm	200	0
19	0.2mm	170	500
20	0.2mm	170	600
21	0.25mm	170	800
22	0.25mm	170	800
23	0.25mm	170	800
合計			15,010

電気工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
電 灯 設 備	図示する照明器具の更新及び配線工事一式

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」「ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <1>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <1>1.2.2、<1>1.2.3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。 また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <1>1.3.4、監理指針 <1>1.3.4) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <1>1.4.2) 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <1>2.11.3) 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にのらない補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>1.3.9)により行う。 (1) PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡すとする。 (2) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。 (1) 本工事の建物分類は(特定の施設)・一般の施設)であり、地域係数は(1.0)・0.9)とする。 (2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
重要機器 (・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置)
- 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算
対象機材 (・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・)
- 強度計算
対象機材 (・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・)
- コンクリート工事
受変電盤基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正值(S)による補正 ・ 調合表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)
※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

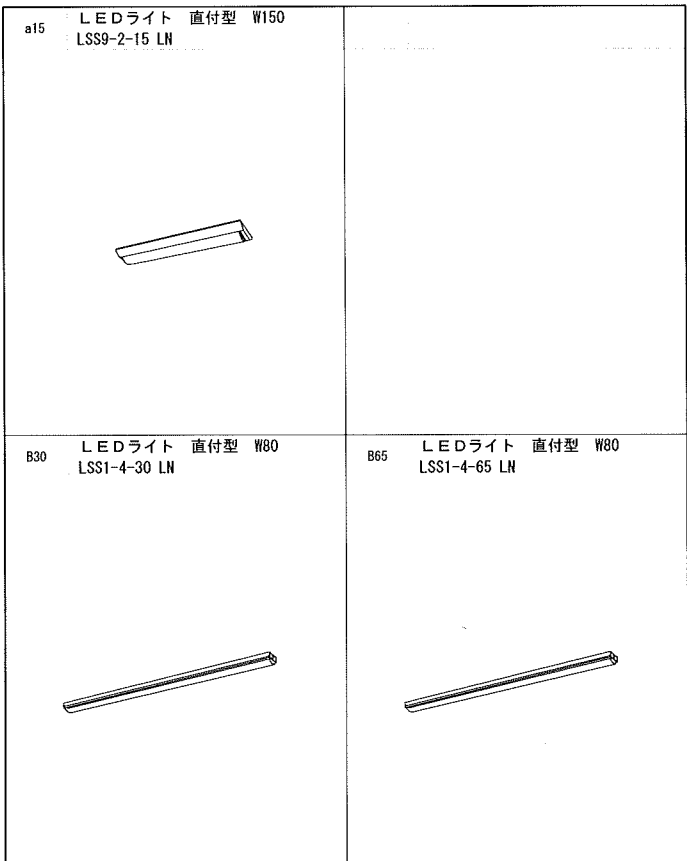
- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
- フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.10、<2>2.12.5) なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、(ステンレス製・銅板製)とし、(メラミン焼付塗装・溶融亜鉛めっき製・塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <1>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <1>2.9.1、<2>2.1.12 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E₁接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
(1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤)
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
(3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 一般居室、廊下等 ・)
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標識を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷近くに設ける。(標仕 <2>1.7.4) なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.4.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5)により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

V. 機材等

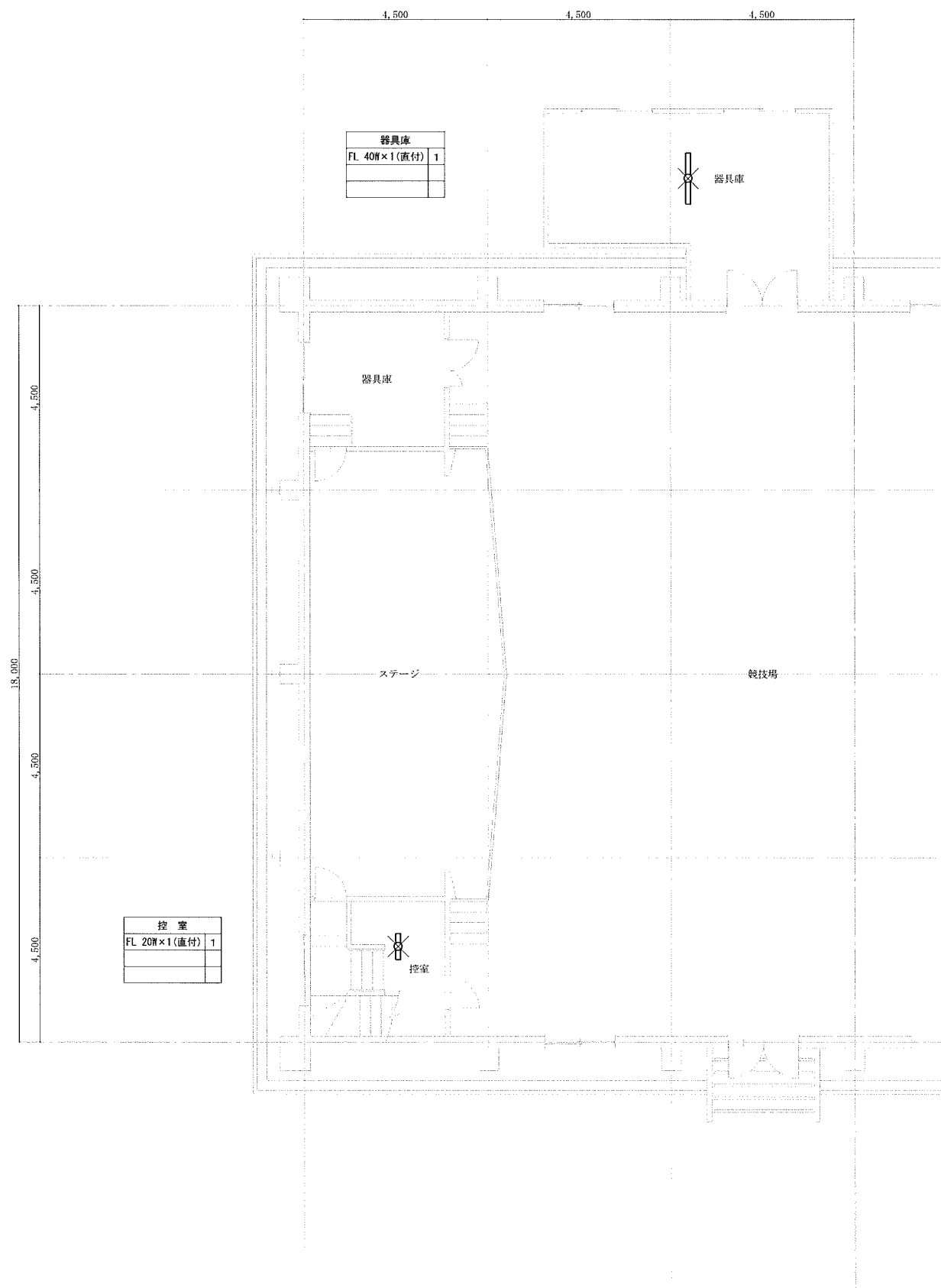
- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
錆鉄製ふた(マンホールふた)	

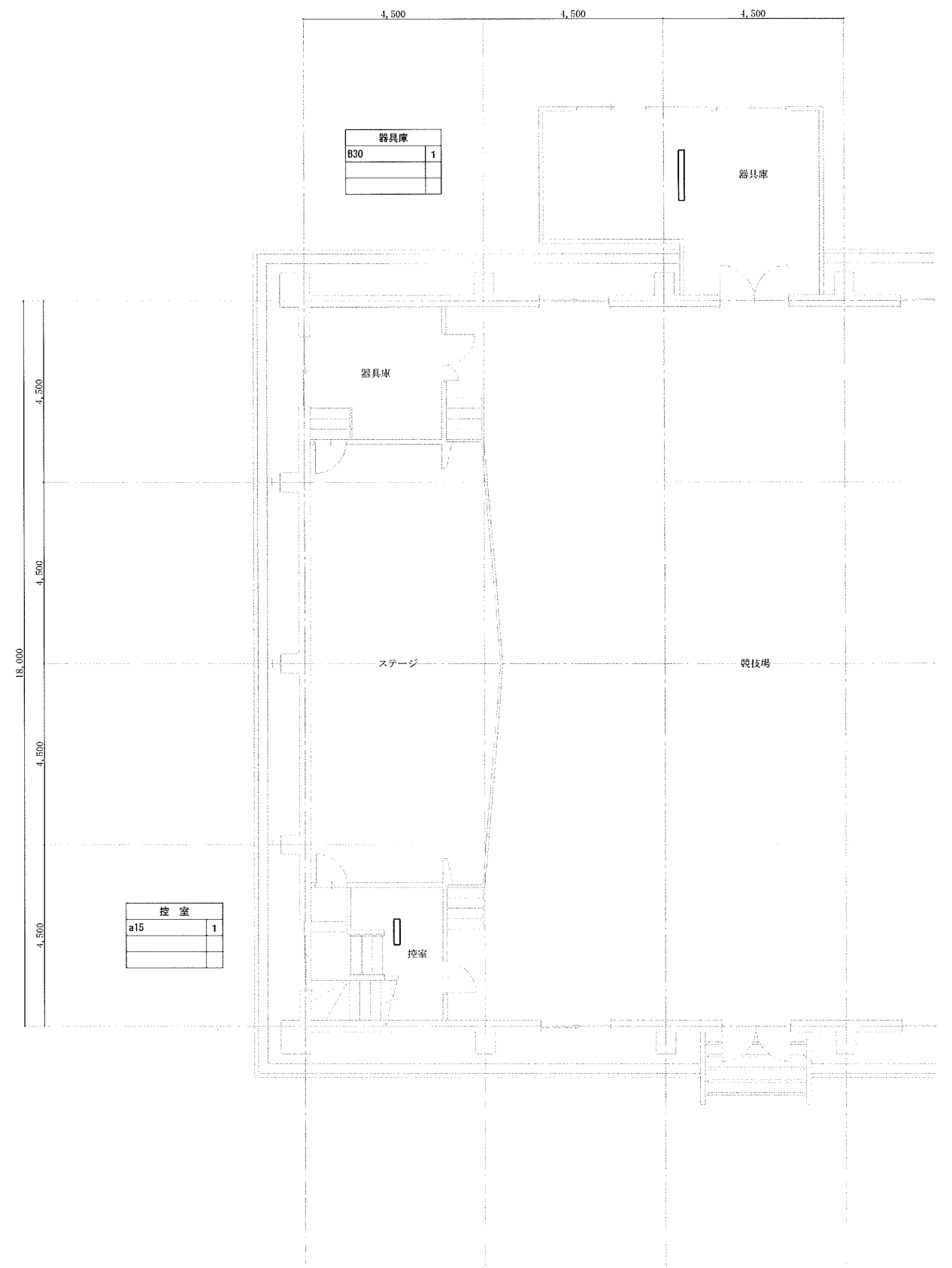
照 明 器 具 姿 図



勝浦町教育委員会	●工事名	横瀬小学校体育館非構造部材耐震化工事	●図面番号	E-01	(有)時本製材所 一級建築士事務所	一級建築士登録 第320659号 時 本 昌 典 (一社)徳島県建築士事務所協会員
	●図面名	電気工事仕様書	●縮尺	N/N		



【現況撤去図】
1階部分平面図 S=1/100

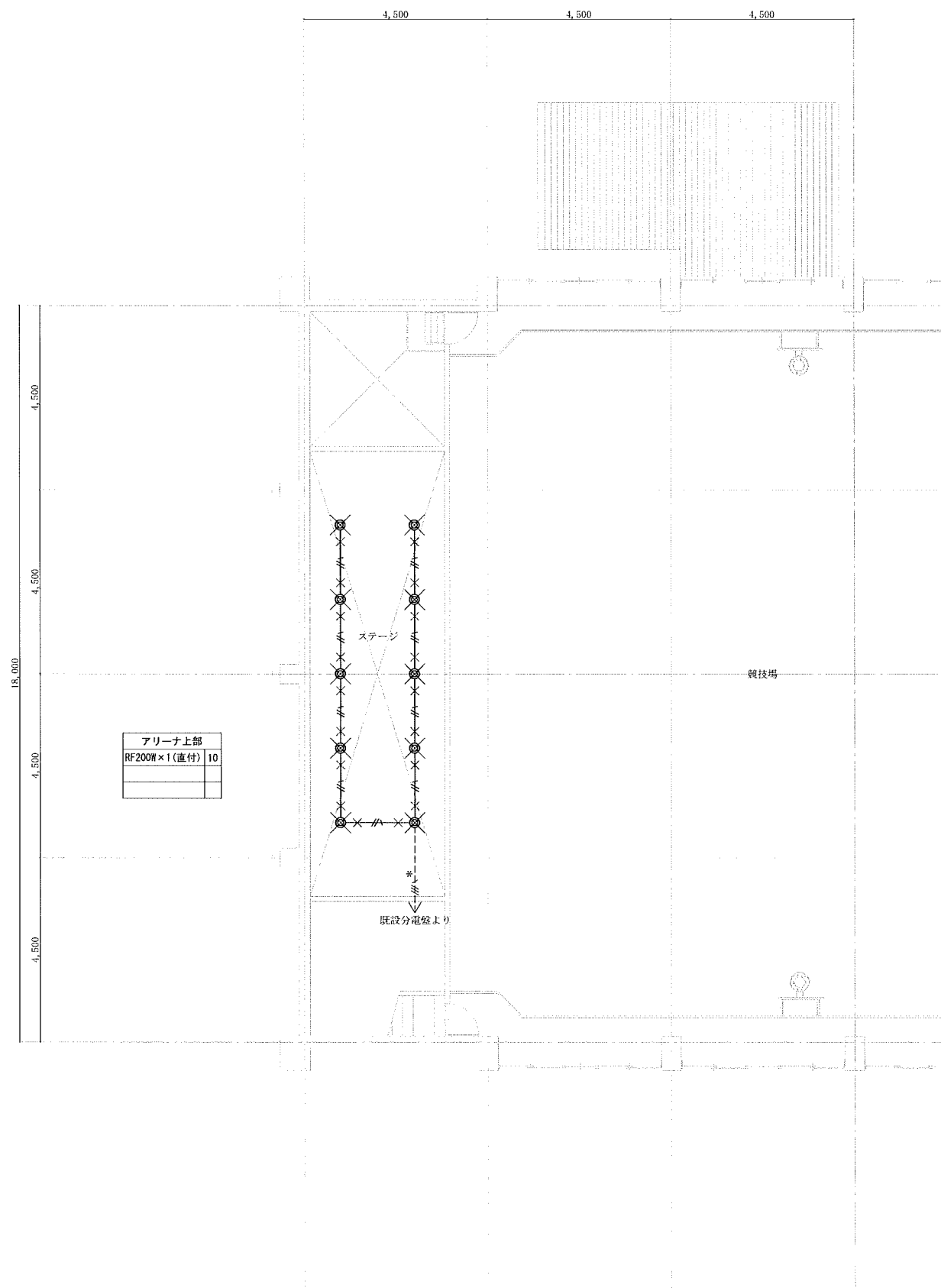


【改修図】
1階部分平面図 S=1/100

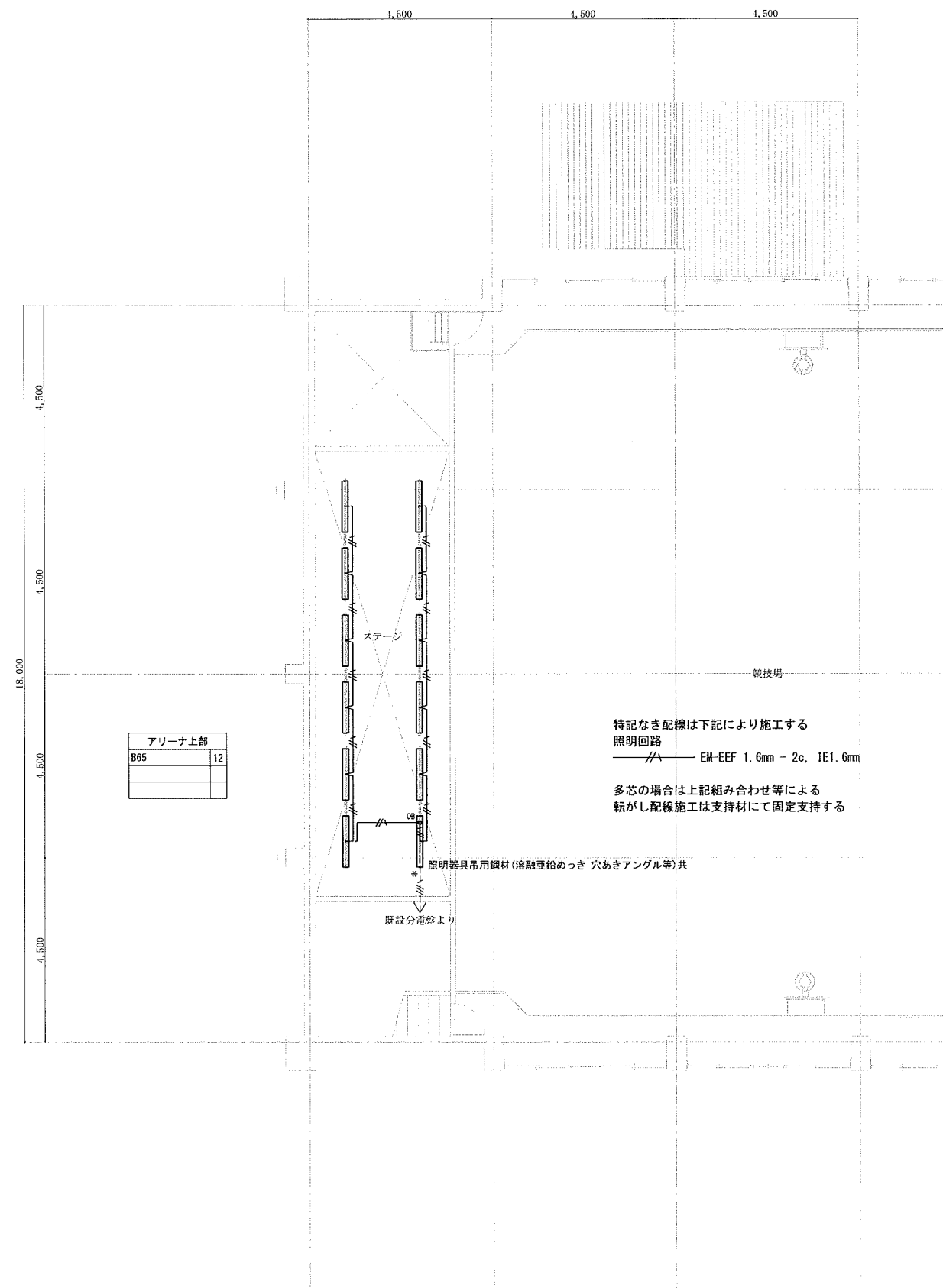
改修前 → 改修後

(特記)
図面スケールは印刷する用紙サイズ (A2: 100% A3: 70.7%) による
図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

勝浦町教育委員会	●工事名 横瀬小学校体育館非構造部材耐震化工事	●図面番号 E-02	(有)時本製材所 一級建築士事務所 一級建築士登録 第320599号 時本 昌典 (一社)群馬県建築士事務所協会
	●図面名 電気設備 1階部分平面図	●縮尺 A2: 1/100	



【現況撤去図】
中2階 部分平面図 S=1/100

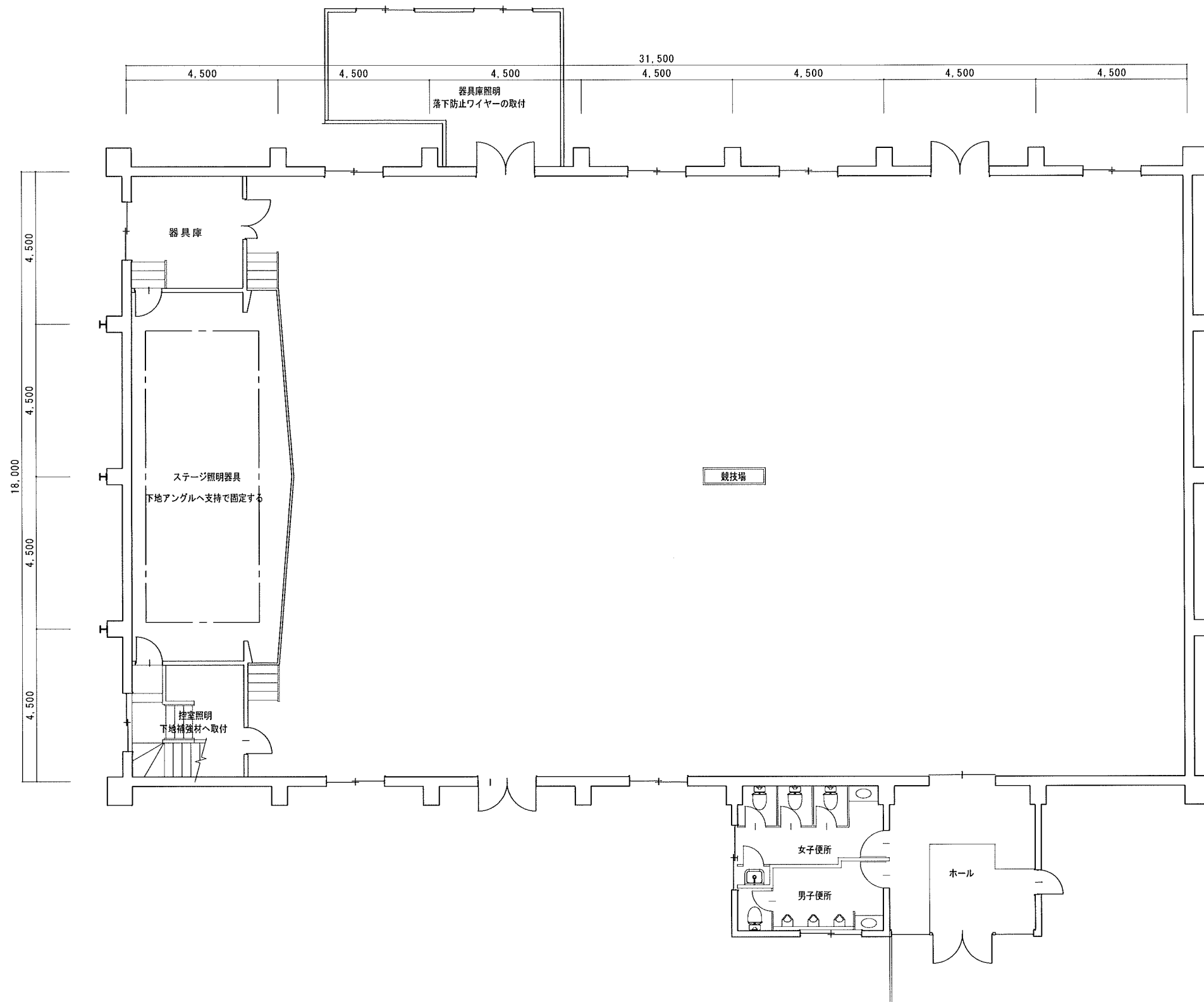


【改修図】
中2階 部分平面図 S=1/100

改修前 → 改修後

(特記)
図面スケールは印刷する用紙サイズ (A2: 100% A3: 70.7%) による
図中に示す電気設備の ×印 は撤去工事を示す
図中に示す電気設備の *印 は現況や既存品流用等を示す

勝浦町教育委員会	●工事名 横瀬小学校体育館非構造部材耐震化工事	●図面番号 E-03	(有)時本製材所 一級建築士事務所 一級建築士登録 第32069号 時本 昌典 (社) 建築業協会 理事
	●図面名 電気設備 中2階部分平面図	●縮尺 A2: 1/100	



	<p>勝浦町教育委員会</p>	<p>●工事名 横瀬小学校体育館非構造部材耐震化工事</p> <p>●図面名 落下防止措置まとめ</p>	<p>●図面番号 E-04</p> <p>●縮尺 1/100</p>	<p>(有)時本製材所 一級建築士事務所</p> <p>一級建築士登録 第320599号 時本 昌典 (一社)徳島県建築士事務所協会</p>
--	-----------------	--	--	--